

FTA はどのような機械機器部品や農産物に効果的か

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

- ・カラーTV、乗用車、貨物自動車、自動車部品などの機械機器・部品4品目、あるいはプラスチック製の板・シート、Tシャツなどの素材・衣類2品目は、FTAを利用して日本からASEANへの輸出の拡大が見込まれる品目である。さらに、この6品目は、現地生産を行い中国・ASEAN間の域内貿易の拡大が見込まれる品目でもある。
- ・電話機、集積回路などの電気・電子部品は、一般的な関税(MFN税率)自体が低くなっているため、FTAを活用しなくても日本から中国・ASEAN域内への輸出が見込まれる品目である。
- ・日本からASEANへの機械機器・部品4品目の輸出拡大には、日本とASEANとのEPA/FTAがAFTAと同じ水準の関税削減効果を早めに実現することが求められる。
- ・牛肉、ミルク&クリーム、りんご、梨、緑茶、コメ、清酒などの農産物・食料品は、全体的に見れば、FTAを利用して日本からASEANへの輸出の拡大が見込まれる品目である。
- ・FTA利用のメリットがあるにも係らず、日本からASEANへの農産物・食料品の輸出実績が上がらなかった原因は、価格が高い高級材であるため、一般的な消費者の購入に結びついていないからである。

- ・日本産の農産物・食料品の輸出の拡大には、現地の上位中間層（アップーミドル）などを狙った、手頃な値段の中高級品の開拓が求められる。

はじめに

企業は貿易において FTA を活用して関税分のコストを引き下げることができる。しかし、貿易相手国と FTA を締結していても、品目によっては関税削減効果を楽しむことができない場合がある。本稿では、中国/ASEAN の貿易相手国別に、どのような機械機器・部品や農産物・食料品が FTA の効果を受けたり受けなかったりするの、あるいは FTA なしでも輸出が見込まれる品目であるかどうかなどを明らかにしている。そして、農産物などの FTA 活用上の問題点を探っている。

1. FTA 活用による機械機器・部品の輸出可能性

日本からの輸出か域内からの輸出か

もともと値段が高い日本の機械機器・部品や農産物・食料品が、海外

の税関で関税を課せられることにより、さらに価格が跳ね上がることになる。もしも、FTA を利用して関税を削減することができれば、その分だけ現地の販売価格を抑えられる。

しかし、実際に日本の製品や農産物をアジアに輸出する場合、FTA を活用しても全ての品目で直ちに関税を削減することはできない。品目によっては、関税の削減を長期にわたって実施する場合があるし、自由化を免除される場合もある。つまり、乗用車やカラーテレビ、あるいはりんごやコメなどを輸出する場合、たとえ FTA を活用しても、国によって自由化の度合いが違うため、関税を効果的に削減できない場合があるのだ。

タイの日本からの乗用自動車の輸入においては、日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) か日タイ EPA を使うことができる。このため、2013 年時点で AJCEP/日タイ EPA を利用すれば、輸入時に適用される関税が、

MFN 税率（一般的な輸入で課せられる関税）の約 70%から AJCEP/日タイ EPA 税率の約 50%に低下する。

タイの日本からの乗用自動車の輸入単価である 18,492 ドルは、FTA を使わなければ通常は MFN 税率（約 70%）が掛けられるため 31,461 ドルに上昇する。しかし、もしも AJCEP/EPA を活用すれば関税率は約 50%しか掛からないので、輸入単価は 27,677 ドルの上昇にとどまる。したがって、輸入単価削減額（日本と結んだ FTA の活用で削減できる関税額）は 3,784 ドル（MFN 税込の輸入単価 31,461 ドル－AJCEP/日タイ EPA 税込の輸入単価 27,677 ドル）である。この場合の、輸入単価削減率は約 20%（輸入単価削減額 3,784 ドル÷輸入単価 18,492 ドル）となる。

タイにおいては、日本からの乗用車の輸入では約 20%も輸入単価を削減できる（もしも AFTA を使ってタイが他の ASEAN から乗用車を輸入すれば、約 70%の MFN 税率の全部を削減できる⇒輸入単価削減率は約 70%）。このように輸入単価削減率が高ければ、それだけ関税削減効果が働いていることを意味する。し

たがって、日本製乗用車は FTA を使うことにより、日本からタイへの輸出が見込まれる製品ということになる。

表 1 の「ケース I」は正にこれに該当する。もしも、ある国の日本からの輸入品の MFN 税率が高く、かつ日本からの品目の輸入単価削減率が高い場合、EPA/FTA 活用で日本からの輸出の拡大が見込まれる品目、ということになる。

また、ケース I と違って、ASEAN のある国の日本からの輸入品の輸入単価削減率が低く、FTA を活用しても日本からの輸出が見込まれない場合がある。しかし、この品目において、ある国の中国/ASEAN からの輸入単価削減率が高い場合には、中国/ASEAN からこの国への輸出が見込まれることになる。この場合は、表 1 の「ケース II」に当てはまる。すなわち、ケース II に当てはまる品目は、日本から直に輸出するのではなく、FTA 利用により中国・ASEAN の進出拠点からある国への輸出見込みが高くなる製品である。つまり、ASEAN 中国 FTA (ACFTA) や AFTA の活用で域内貿易の拡大が見込まれ

る品目ということになる。

一方、IT や電気・電子関連製品では、「ケースⅢ」のように、既に中国・ASEAN の MFN 税率がかなり低くなっている場合が多い。このケースに分類される品目は、日本からの輸入品の輸入単価削減率が低くても、FTA を利用せずに日本から中国・

ASEAN へ輸出する見込みがある。

また、「ケースⅣ」では、ある国の日本や中国/ASEAN からの製品の輸入単価削減率が共に低く、FTA を活用しても、日本や中国/ASEAN からの輸出の効果が見込まれない製品が該当する。

表 1 機械機器・部品、農産物などの分類の基準

		条件
I	EPA/FTA 活用で日本からの輸出の拡大が見込まれる品目	MFN 税率⇒高い 輸入単価削減率（日本）⇒高い
II	現地生産・現地企業との連携、ACFTA/AFTA の活用で域内貿易の拡大が見込まれる品目	MFN 税率⇒高い 輸入単価削減率（日本）⇒低い 輸入単価削減率（中・ASEAN）⇒高い
III	FTA を利用しなくても日本からの輸出が見込まれる品目	MFN 税率⇒低い 輸入単価削減率（日本）⇒低い
IV	EPA/FTA を活用しても日本や中国・ASEAN からの輸出のメリットがない品目	MFN 税率⇒高い 輸入単価削減率（日本）⇒低い 輸入単価削減率（中・ASEAN）⇒低い

(注) FTA を利用すれば、通常の間税率 (MFN 税率) よりも低い間税率 (FTA 税率) が輸入品に適用される。この「MFN 税率と FTA 税率の差分」をある品目の輸入単価に掛けると、それは FTA 利用時の輸入単価削減額になる。この輸入単価削減額を輸入単価で割ったものが「輸入単価削減率」である (または、簡便的に「MFN 税率 - FTA 税率」でも計算できる)。ケース I ~ IV における「輸入単価削減率 (日本)」は、日本から輸入する品目の輸入単価削減率、「輸入単価削減率 (中・ASEAN)」は、中国・ASEAN から輸入する品目の輸入単価削減率を指す。

FTA 活用で日本からの輸出拡大が見込まれる自動車

表2は、日本企業が機械機器・部品の6品目を中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの5カ国に輸出する場合、表1のケースⅠ～Ⅳのいずれに分類されるかを示したものである。その機械機器・部品とは、「電話機、集積回路、カラーTV、乗用車、貨物自動車、自動車部品」の6品目を指す。

表2において、日本から中国への輸出の場合、「ケースⅠ」に該当する品目はなかった。つまり、中国の日本からの輸入品に対するMFN税率が高く、同時に輸入単価削減率が高い品目は、6品目の中にはなかったということである。なぜならば、日本と中国はEPA/FTAを締結していないので、当然のことながら輸入単価削減率は0%となり、これらの6品目のEPA/FTA利用による日本からの輸出の効果はないからである。

これに対して、日本から中国への輸出の場合、「ケースⅡ」に該当する品目は、「カラーTV、乗用車、貨物自動車、自動車部品」の4品目であった。これらは、前述のように、中

国の日本からの輸入品へのMFN税率は高く、かつその輸入単価削減率は低いため、EPA/FTA利用による日本からの輸出が見込まれない品目である。しかしながら、ASEANからのこれらの品目の輸入単価削減率が高いため、ASEANの日系現地法人によるFTA利用で中国への輸出拡大が見込まれる品目である。

また、中国における「電話機、集積回路」のMFN税率は低率である。したがって、この電気・電子・部品の2品目は、たとえ中国の日本からの輸入品の輸入単価削減率が低くても、日本から中国への輸出がEPA/FTAの利用なしでも見込みがある品目であり、「ケースⅢ」に該当する。そして、機械機器・部品の6品目の中で、「ケースⅣ」に当てはまる製品はなかった。

一方、表2において、機械機器・部品6品目のASEAN4カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）に対する輸出拡大の見込みを見てみると、「ケースⅠ」に該当する品目は、「カラーTV、乗用車、貨物自動車、自動車部品」の4品目であった。

表2 機械機器・部品6品目の中国・ASEANへの輸出可能性(2013年)

		輸出先	
		中国	インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム
I	EPA/FTA活用で日本からの輸出の拡大が見込まれる品目		カラーTV、乗用車、貨物自動車、自動車部品
II	現地生産・現地企業との連携、ACFTA/AFTAの活用で域内貿易の拡大が見込まれる品目	カラーTV、乗用車、貨物自動車、自動車部品	
III	FTAを利用しなくても日本からの輸出が見込まれる品目	電話機、集積回路	電話機、集積回路
IV	EPA/FTAを活用しても日本や中国・ASEANからの輸出のメリットがない品目		

(注) ASEAN4カ国のケースIの品目は、ケースIIの分類基準「中国/ASEANから輸入する品目の輸入単価削減率が高い」という条件をクリアしており、「EPA/FTAの活用で日本からの輸出の拡大が見込まれる品目」であるとともに、「現地生産・現地企業との連携、ACFTA/AFTAの活用で域内貿易の拡大が見込まれる品目」でもある。

これらの品目がなぜ中国と違い、ケースIに分類されるかという点、日本とASEANとはAJCEPや日タイEPAなどの2国間EPAを結んでいるからである。このため、ASEAN4カ国の日本からの輸入品に対するMFN税率が高くても、輸入単価削減率が高いため、EPA/FTAの関税削減効果を享受することができる。品目によっては、タイの日本からの乗用

車の輸入のように、タイのASEANからの乗用車輸入と比べると輸入単価削減率が低い場合があるが、それでも輸入単価削減率の分だけ日本からの輸出が見込まれることには変わりはない。

また、これらの4品目は中国/ASEANからの輸入単価削減率が高いため、「ケースII」にも当てはまる製品である。中国/ASEANに現地法人を設立し

ていたり、現地企業と連携している日本企業は、ACFTA/AFTA を利用して中国/ASEAN との貿易を拡大できるためだ。

ASEAN4 カ国向け輸出で「ケースⅢ」に分類されている「電話機、集積回路」の2品目は、日本から中国への輸出の場合と同じ理由で、FTA を利用しなくても日本から ASEAN4 カ国へ輸出することが見込まれる製品である。IT や電気・電子部品の低関税化は、中国・ASEAN 全体に浸透している。

カラーTV、自動車部品などは FTA を有効に活用しているか

表2で示された機械機器・部品などの6品目の輸出拡大の可能性が実現されているかどうかを確かめるために、2012年における中国と ASEAN3 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ）への輸出実績を見てみたい。

「ケースⅢ」に分類される「電話機と集積回路」の日本の中国・ASEAN3 カ国向け輸出額を見てみると、ASEAN10 や中国からの輸出額には及ばないところがあるものの、

国によっては米国・韓国に劣らない実績を示している。ただし、電話機・集積回路とも韓国と台湾の中国向け輸出額が日本の倍以上となっている。また、米国のマレーシア向けの集積回路の輸出額が大きい。つまり、日本の電話機、集積回路の中国・ASEAN 向けの輸出は一定の実績を上げてはいるものの、ASEAN・韓国・台湾、あるいは中国の後塵を拝している。

FTA を活用して日本製の電話機や集積回路の中国・ASEAN3 カ国への輸出競争力を高めようとしても、既に関税率が低くなっているため、この方法では輸出の拡大は望めない。やはり、品質の向上やニーズに合った製品の開発で、非価格競争力を高めることが必要である。同時に、現地企業との提携や製造委託などによる一層のコスト削減の努力が求められる。

カラーTVのASEAN域内の取引は活発であるが、日本や韓国、台湾から中国、インドネシア、マレーシア、タイへの輸出額は総じて少ない。その中で、中国のタイ向けカラーTVの輸出額がやや大きくなっている。

カラーTV は現地生産が進んでい

るおり、AFTA を利用した関税削減効果を得られることから ASEAN 域内の相互調達は活発である。これに対して、日本・韓国の中国・ASEAN3 カ国向け、あるいは中国の ASEAN3 カ国向けの輸出規模が小さいのは、日本は中国と FTA を結んでいないし、韓国は ASEAN との間で FTA (AKFTA) を締結しているが、ASEAN3 カ国は依然としてカラーTVのAKFTA 税率を切り下げておらず、輸入単価削減率が低いことが背景にある。また、韓国の場合と同様に、インドネシアとマレーシアの中国製カラーTV に対する ACFTA 税率がまだ高く、輸入単価削減率が低いことが中国からこの 2 カ国への輸出が伸びない原因と考えられる。

日本製乗用車の中国向け輸出額は、ドイツ、米国よりも小さい。2012 年の中国向けの輸出台数でも、日本は 22 万台とドイツよりも 10 万台も少ない。日本とドイツ・米国はいずれも中国とは FTA を結んでいないので、同じ条件で競争しているわけであるが、将来的には日中韓 FTA や RCEP の締結により、中国における乗用車の MFN 税率の 25% を出来る

だけ削減し、コスト競争力を強化することが望まれる。ちなみに、乗用車の ACFTA 税率は 15% であり、ASEAN から中国への乗用車輸出では輸入単価削減率は 10% になる

日本の ASEAN3 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ）への乗用車輸出は好調であり、米国、ドイツ、韓国をかなり上回る。日インドネシア EPA を使った輸入単価削減率は約 20% (AFTA では 29%) となるので、日本は EPA の関税削減メリットを享受できるためだ。こうした EPA 効果も大きいのが、早くから ASEAN に進出し基盤やサプライチェーンを築いてきたことも無視できない。日本からだけでなく、他の ASEAN からインドネシア、マレーシア、タイへの乗用車輸出も活発であり、やはり AFTA の活用で大きな関税削減メリットを得られることが影響しているものと思われる。

また、日本の中国・ASEAN 向け貨物自動車の全体的な輸出競争力は高い。中国向け輸出では、ドイツと米国よりも金額が大きいし、インドネシアでも米国と ASEAN を抑えてトップの輸出国となっている。日本

のインドネシアやタイ向け貨物自動車輸出における輸入単価削減率は17%で高いものの、ASEAN のインドネシア・タイ向けの輸入単価削減率と比較するとそれぞれ10%、18%も低い。将来的にこの格差が縮まれば、日本から両国への貨物自動車の輸出が一段と伸びるものと思われる。

自動車部品の貿易においても、貨物自動車と同様に、日本の中国・ASEAN 向けの輸出競争力の高さが現れている。中国向け輸出額では、日本はドイツを抑えてトップであり、3位の韓国の3倍弱の実績を示している。また、自動車部品においては、ASEAN の中でもタイ向けの輸出額は他の国よりも圧倒的に大きい。

日本の中国・ASEAN3カ国向けの自動車部品の輸出額が大きいのは、同地域における自動車関連の集積とサプライチェーンの拡大にある。同時に、日本のASEAN3カ国とのEPA/FTA効果がASEAN並みであることも見逃せない。インドネシア、マレーシア、ベトナムでの日本からの自動車部品の輸入単価削減率は、中国、韓国よりも高い。今後は、日タイEPAにおける自動車部品の関税撤廃が進展す

るため、タイへの一層の輸出増が期待される。

2. 農産物・素材・衣類の輸出で FTA は有効か

農産物などの9品目の輸出可能性を探る

表2では、機械機器・部品の6品目を取り上げた。表3では、「牛肉、ミルク&クリーム、りんご、梨、緑茶、コメ、清酒」の農産物・食料品の7品目、さらには「プラスチック製の板・シート、Tシャツ」の2品目を取り上げ、計9品目をケースI～ケースIVに分類している。

日本から中国への輸出では、日本と中国とのFTAが結ばれていないのでFTAを活用することができず、いずれの品目も関税削減の効果を得ることができない。このため、表3においても、中国が輸出先の場合は、「ケースI」の「EPA/FTA活用で日本からの輸出の拡大が見込まれる品目」に該当する品目は1つもない。

表3の中国への輸出では、9品目の全部が、「ケースII」の「現地生産・現地企業との連携、ACFTA/AFTAの

活用で域内貿易の拡大が見込まれる品目」に該当することになる。つまり、表3における中国への輸出の場合、選択した9品目はASEANで現地生産し中国へ輸出をするならば、FTAによる関税削減のメリットを得られる商品となる。

一方、表3のインドネシア向けの輸出では、日インドネシアEPAを使えば、農産物・食料品では「りんご、梨、緑茶」が「ケースI」の「FTA活用で日本からの輸出の拡大が見込まれる品目」となる。「プラスチック製の板・シート、Tシャツ」も同様に「ケース1」の品目であった。インドネシア向け輸出では、選択した農産物・食料品の7品目の内、3品目がFTA活用で日本からの輸出でメリットがある商品となる。

表3では、FTA活用による日本からの輸出可能性の範囲を広げるため、MFN税率や輸入単価削減率が5%ぐらいの中程度の割合でもケースIに含めている。インドネシアではりんごのMFN税率は5%である。日インドネシアEPAの活用で日本産りんごのFTA税率は0%に下がるので、輸入単価削減率は5%（MFN税率

5%－FTA税率0%）である。インドネシアにおいては、梨と緑茶のMFN税率や輸入単価削減率がりんごと同様に5%であり、3品目ともFTAの関税削減効果は全く同じであった。

インドネシアでは、「牛肉とミルク&クリーム」の2品目が「ケースII」の「現地生産・現地企業との連携、ACFTA/AFTAの活用で域内貿易の拡大が見込まれる品目」に分類される。インドネシアでは、牛肉のMFN税率は5%である。しかし、日インドネシアEPAを利用してもFTA税率は依然として5%にとどまるので、輸入単価削減率は0%（MFN税率5%－FTA税率5%）である。ACFTA/AFTA利用時の税率は0%になるので、輸入単価削減率は5%である。ミルク&クリームにおいては、それぞれ6%、0%、6%であった。

したがって、2013年時点では、日本の「牛肉とミルク&クリーム」をインドネシアに輸出する場合は、日インドネシアEPAの関税削減メリットはなく、中国や他のASEANで現地生産したものをインドネシアに輸出した場合のFTA効果が高いということになる。なお、表3におい

でも、ケース I の品目は、ケース II の品目は、ACFTA/AFTA を活用して域内に該当するので、インドネシア向け輸出の拡大が見込まれる品目でもある。のりんごや梨、T シャツなどの 5 品目。

表 3 FTA による農産物・素材・衣類等 9 品目の中国・ASEAN への輸出可能性 (2013 年)

		輸出先				
		中国	インドネシア	マレーシア	タイ	ベトナム
I	EPA/FTA 活用で日本からの輸出の拡大が見込まれる品目		りんご、梨、緑茶、(プラスチック製の板・シート)、T シャツ	りんご、梨、プラスチック製の板・シート	牛肉、ミルク & クリーム、りんご、梨、緑茶、清酒、(プラスチック製の板・シート)、T シャツ	牛肉、緑茶、コメ、(清酒)、(プラスチック製の板・シート)、T シャツ
II	現地生産・現地企業との連携、ACFTA/AFTA の活用で域内貿易の拡大が見込まれる品目	牛肉、ミルク & クリーム、りんご、梨、緑茶、コメ、清酒、プラスチック製の板・シート、T シャツ	牛肉、ミルク & クリーム	コメ	コメ	ミルク & クリーム、りんご、梨
III	FTA を利用しなくても日本からの輸出が見込まれる品目			牛肉、ミルク & クリーム、緑茶、T シャツ		
IV	EPA/FTA を活用しても日本や中国・ASEAN からの輸出のメリットがない品目		清酒			

(注) ケース I の「括弧」で囲まれた品目は、日本との FTA 利用による輸入単価削減率はそれほど高くはないものの、一定の FTA 活用のメリットがある品目。ミルク & クリームは砂糖を加えたもの。プラスチック製の板・シートは、接着性がなく多泡性のもの。

ASEAN日本FTAで効果が見込まれる農産物

マレーシア向けの輸出においては、「リンゴと梨」が「ケースⅠ」に該当する。この2品目の日本からの輸入単価削減率はともに5%である。「コメ」は「ケースⅡ」に該当する。マレーシアでは、コメのMFN税率は36.9%であり、日本とのFTA利用時の輸入単価削減率は0%であった。AFTAを活用した場合の輸入単価削減率は17.5%であった。マレーシアはタイ(2012年で7,600万ドル)とベトナム(4.2億ドル)からコメを多く輸入しており、日本からの輸入はわずかの3万ドルにすぎない。これは、日本とのFTAにおける輸入単価削減率が低だけでなく、日本からのコメの輸入単価が3.9ドル/kgと高いが、タイからのコメの輸入単価が1.03ドル/kg、ベトナムからは0.55ドル/kgという価格差があるためだ。ちなみに、中国における日本からのコメの輸入単価は5.9ドル/kg、ASEANからは0.48ドル/kgであった。

また、マレーシアにおいては、「牛肉、ミルク&クリーム、緑茶、Tシャツ」が「ケースⅢ」である「FTAを

利用しなくても日本からの輸出が見込まれる品目」であることが特筆される。マレーシアでは、牛肉、緑茶、TシャツのMFN税率は0%、ミルク&クリームが1%と低くなっており、これらの品目はFTAを活用しなくても、関税をほとんど払わずに日本から輸入することができる。

日本からタイ向けの輸出では、日タイEPAか日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)が利用可能である。これらのFTAを利用した日本からタイへの輸出においては、選択した「9品目の中で8品目」が「ケースⅠ」に該当する。残りの1品目である「コメ」だけが「ケースⅡ」に分類される。

タイでは牛肉の場合、MFN税率が50%であるが、日本とのFTAでは輸入単価削減率が43.8%、AFTAでは輸入単価削減率が50%であった。リンゴのMFN税率は10%、ミルク17.6%、梨30%、緑茶60%、清酒60%、Tシャツ30%であり、これらの税率のほとんどを日本と結んだFTAで削減することが可能だ。タイ向け輸出では、農産物・食料品を含めた、多くの品目で日本とのFTA活用に

よる関税削減のメリットを享受することができる。

日本からベトナムへの輸出においては、「牛肉、緑茶、コメ、清酒」は「ケースⅠ」の「日本との FTA 利用で輸出の拡大が見込まれる品目」に分類される。一方、「ミルク&クリームとりんご、梨」は「ケースⅡ」に含まれ、日本との FTA 利用時のメリットが低い。

なぜ農産物の FTA 効果が輸出実績に反映されないのか

日本の農産物や食料品の FTA を活用した輸出において、選択した 7 品目の中でメリットがなかった品目は、インドネシアで 2 品目（牛肉、ミルク&クリーム）、マレーシアで 1 品目（コメ）、タイは 1 品目（コメ）、ベトナムで 3 品目（ミルク&クリーム、りんご、梨）であった。つまり、「ケースⅡ」の品目数は ASEAN4 カ国合計で 7 である。

一方、日本と ASEAN との FTA を利用した場合、関税削減の効果をえられる品目はインドネシアで 3 品目（りんご、梨、緑茶）、マレーシア 2 品目（りんご、梨）、タイ 6 品目（牛

肉、ミルク&クリーム、りんご、梨、緑茶、清酒）、ベトナム 4 品目（牛肉、緑茶、コメ、清酒）であった。「ケースⅠ」の品目数は合計で 15 になる。すなわち、FTA を利用した ASEAN4 カ国への 7 品目の農産物・食料品輸出においては、「ケースⅠ」の品目数は ASEAN4 カ国合計で 15 品目と「ケースⅡ」の倍以上であり、2013 年時点では、全体的には関税削減メリットがあると考えられる。

しかしながら、2012 年の牛肉やミルク&クリームの日本から中国、インドネシア、マレーシア、タイへの輸出実績を見てみると、牛肉のタイ向けを除いてほとんどの輸出額が 0 か極めて少額にすぎない。りんご、梨、緑茶においても、日本からの輸出実績が 100 万ドルを超えるのは、タイ向けりんごの 153 万ドルだけである。清酒の日本からの輸出では、中国向けが 532 万ドル、マレーシアとタイ向けが 200 万ドル前後である。日本からマレーシアへの輸出では、プラスチックの板・シートが 8,964 万ドル、T シャツが 3,374 万ドルとなっており、いかに日本からの農産物・食料品の輸出が他の分野と比べ

ると少額であるかが窺える。

日本から ASEAN への農産物・食料品輸出に FTA を活用できても、輸出実績の拡大には結びついていない。この原因の 1 つは、これまで農産物・食料品の輸出に本格的に取り組んでこなかったことが挙げられる。輸出チャンスがあっても、それを活かすことができなかったのだ。

また、日本からの農産物・食料品の輸入単価そのものが高すぎて、ASEAN の一般的な消費者の購入に結びついていないと思われる。例えば、タイにおける日本産りんごの輸入単価は 6 ドル/kg であるのに対し、世界からの輸入単価は 1 ドル/kg であった。日本産りんごのタイでの輸入価格は

世界平均の 6 倍である。梨においても、タイの日本産の輸入価格は 7 ドル/kg であるが、世界平均は 1 ドル/kg である。緑茶に関しては、マレーシアでは日本産は 19 ドル/kg で世界平均の 3 倍であったが、中国産は世界平均と同じ水準であった。タイの清酒では、日本産の輸入単価は 5 ドル/L、世界平均は 2 ドル/L であった。

つまり、日本産の農産物・食料品は価格が高い高級材である場合が多く、FTA を活用し関税を削減しても、少しの価格低減効果では現地での消費需要を引き上げることができないのである。現地の上位中間層（アッパーミドル）を狙った、値段が手頃な中高級品の開拓が求められる。